

# 令和5年度 西部保健所行動計画

## I-1 健康危機管理の拠点としての機能の充実 平時からの健康危機管理体制及び事案発生時の対応の充実

- ・ 新興感染症や抗菌薬が効かない薬剤耐性（AMR）菌などの健康危機事案の発生に備え、保健所が健康危機管理拠点としての機能を果たすよう体制の整備と対応力の向上に取り組みます。
- ・ 頻発する自然災害の発生に備え、初動体制の強化や受援体制の構築に取り組むとともに、平時から市町村や関係機関等との連携強化を図ります。

## I-2 健康危機管理の拠点としての機能の充実 ポストコロナに向けた食品・生活対策（営業施設の指導等の推進）

- ・ ポストコロナに向けた飲食店等への食中毒防止及び食品事業者へのHACCP定着に向けた取組を推進します。
- ・ 食品表示の普及啓発及び食物アレルギーに関する正確な情報提供に取り組みます。

## II-1 健康寿命日本一に向けた取組 健康づくりの推進

- ・ 青壮年期の健康づくり対策として、データを活用し、健康課題を認識した上で、市町の主体的な取組の支援を行います。
- ・ 事業所における健康管理の基盤づくり及び具体的な実践方法の普及啓発など、事業所のニーズに応じた支援を地域及び職域の関係機関と連携して行います。
- ・ 中食や外食でうま塩メニューや野菜たっぷりメニューが食べられる健康づくりのための食環境整備に取り組みます。
- ・ 改正健康増進法が遵守されるよう受動喫煙防止対策に関する普及啓発及び相談・指導を行います。

## II-2 健康寿命日本一に向けた取組 地域包括ケアシステムの深化と地域医療構想の推進

- ・ 地域包括ケアシステムの深化にむけて、各市町の在宅医療介護連携の取組を引き続き支援します。
- ・ 医療機関や社会福祉施設など関係機関や各種団体と連携して、在宅療養を支えるための支援体制の構築を推進します。

## III おおいたうつくし作戦の推進

- ・ すべての主体が参加する美しく快適な県づくりを目指し、地域団体の裾野拡大と担い手確保の取組を行います。
- ・ 流域の住民が親しみを感じることのできる豊かな水環境をつくり、水環境の保全を推進するため各種の取組を行います。
- ・ 不法処理防止連絡協議会を活用し、廃棄物の減量化・再資源化と適正処理を推進します。
- ・ 建築物の解体作業によるアスベスト健康被害を防ぐため、アスベスト飛散防止対策を強化します。

## IV ICT等を活用した保健所業務の効率化と県民サービスの向上

- ・ 限られた資源（人員等）をより効率的・効果的に活用し、緊急時のみならず、平時においても県民サービスの向上を図るため、ICT等を活用して、保健所業務全般の効率化を推進します。

## I-1 健康危機管理の拠点としての機能の充実 平時からの健康危機管理体制及び事案発生時の対応の充実

### 現状と課題

- 管内で新型コロナウイルス感染症の初発例が令和2年4月に確認されて以降、2万3千人を超える新規感染者が確認されています。こうした中、5月8日から感染症法上の位置づけが5類に移行しますが、移行後も、地域住民が安心して療養できるようにする必要があります。
- 新興感染症やヒトへの感染が懸念される鳥インフルエンザ、抗菌薬が効かない薬剤耐性（AMR）菌の出現など、健康危機事案の発生が今後も懸念される中、保健所が健康危機管理の拠点として機能を果たせるよう体制を整備する必要があります。また、改正地域保健法に基づく指針においても、保健所が「健康危機管理対応計画」を作成し、平時から感染危機事案発生への備えを計画的に進めることが求められています。
- 管内では、近年、豪雨による被害を度々受けており、温暖化の影響もあり、今後も大規模な自然災害の発生が懸念されます。発災時に、地区災害対策本部保健所班として、被災地の医療・保健衛生ニーズを適切に把握し、被災者の支援や健康被害の拡大防止等に迅速に対応できるよう体制を整備する必要があります。

### 保健所が実施すべき対策

#### 1 健康危機管理拠点としての体制整備

- 新型コロナウイルス感染症の5類移行への対応
  - 住民が安心できる医療提供体制の確保
  - 住民に対する感染対策や感染動向の周知
- 健康危機管理対応計画に基づく体制整備
  - 新興感染症に備えた医療機関等の連携体制
  - 鳥インフルエンザ発生に備えた関係者との連携
  - AMR発生に備えた医療機関等との連携
- 健康危機管理事案に対する対応力の向上
  - 新興感染症に備えた研修・訓練の実施
  - 鳥インフルエンザ発生に備えた演習の実施
  - AMRの拡大防止に向けた研修実施

#### 2 自然災害対策

- 災害時保健医療体制の整備
  - 組織運営に関する関係機関との連携強化に向けた協議
  - 市町村や関係機関との連携強化
  - 病院や福祉施設等での備蓄食品の相互支援体制の整備
- 初動体制の強化及び受援体制の構築
  - 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の効果的な活用
  - アクションカード訓練の実施

### 中期的目標

- 健康危機事案の発生動向の収集・分析を進め、県民や医療機関へ速やかに情報提供することで、効果的な予防やまん延防止を図るとともに、発生時に必要な医療体制の確保に努めます。
- 災害発生時に、健康被害が懸念される高齢者や医療依存度が高い難病患者・小児慢性特定疾患患者等が安全・安心に避難できるための体制整備を推進します。

### 目標指標

#### 1 健康危機管理拠点としての体制整備

- |                              |    |
|------------------------------|----|
| (1) 新型コロナの5類移行に向けた説明（協議）会の開催 | 5回 |
| (2) 健康危機管理連絡会議の開催            | 1回 |
| (3) 感染症指定医療機関等と連携した研修や訓練の実施  | 3回 |

#### 2 自然災害対策

- |                           |    |
|---------------------------|----|
| (1) 災害時保健医療対策会議に向けた協議     | 1回 |
| (2) EMIS活用のための医療機関への研修の実施 | 2回 |

## I-2 健康危機管理の拠点としての機能の充実 ポストコロナに向けた食品衛生対策（営業施設の指導等の推進）

### 現状と課題

- 令和3年6月からHACCPに沿った衛生管理が制度化され、食中毒発生の危険性は低下しているものの、食中毒が発生した施設で不適切な運用が散見されるため、引き続き、HACCPによる衛生管理の徹底及び食中毒防止対策が必要です。また、全国的に加熱不十分な食肉による食中毒が多く発生していること、県内において植物性自然毒による食中毒が連続して発生していることから、事業者や消費者への啓発が必要です。
- 食品表示については、不適正事例が発生していることや今後も制度の改正等が想定されることから、事業者に向けて効果的に制度の普及と啓発を行う必要があります。また、食物アレルギー事故を防ぐため、食品取扱事業者等に食物アレルギーに関する正確な情報を提供していく必要があります。

### 保健所が実施すべき対策

#### 1 ポストコロナに向けた食中毒防止対策

- HACCPの定着支援
- 食肉の生食等による食中毒防止対策
- 有毒植物等による食中毒防止対策
- 食中毒発生時の危機管理体制の整備

#### 2 食品表示・食物アレルギー対策

- 食品衛生責任者更新講習会における事業者への食品表示適正化指導
- リーフレット等の配布による食物アレルギー対策指導

### 中期的目標

- 県民が安心して食生活を送るために、生産から消費に至る各段階で、関係機関が連携し、食の安全・安心の確保の取組を推進します。
- 食品取扱事業者に対して監視を強化するとともに、HACCPに沿った衛生管理の確実な実施を求め、健康被害の未然防止を行うとともに、被害を最小とするために危機管理体制の整備を推進します。

### 目標指標

#### 1 ポストコロナに向けた食中毒防止対策

(1) HACCPの定着支援をした営業施設数	400件
(2) 食肉の生食用や加熱不十分な調理に関する監視指導回数	200件
(3) 有毒植物に関する情報提供回数	10回
(4) 食中毒対応シミュレーションの実施回数	3回

#### 2 食品表示・食物アレルギー対策

(1) 食品衛生責任者更新講習会における食品表示指導回数	8回
(2) 講習会等における食物アレルギー啓発資料の配付	200部

## Ⅱ－1 健康寿命日本一に向けた取組 健康づくりの推進

### 現状と課題

- 1 管内における健康指標の状況によると、青壮年期からの健康づくり対策が課題となっています。
  - (1) 平成28年度に実施した県民健康意識行動調査の結果、定期的に運動している者（40～64歳）の割合が、日田市23.9%（ワースト2位）、九重町23.8%（ワースト1位）となっています。また、大分県の健康指標の1つである「おおいた歩得ダウンロード率」も日田市、玖珠町が大分県内ワースト3位に入っています。
  - (2) 健康診断実施状況の改善、職場ぐるみの健康づくり、受動喫煙対策等健康づくりに取り組む事業所を増やす必要があります。
  - (3) 青壮年期からの健康づくり対策として、中食や外食でも健康に配慮した食事が食べられるよう食環境整備が必要です。
- 2 改正健康増進法に基づき、飲食店、事業所等が受動喫煙対策を行い望まない受動喫煙を防ぐ環境を整備する必要があります。

### 保健所が実施すべき対策

- 1 青壮年期からの健康づくり対策
  - (1) 働く世代の運動習慣の定着に向け、健康アプリ「おおいた歩得」の普及推進
  - (2) 健康経営事業所における心身の健康づくりの支援強化
  - (3) 市町の糖尿病重症化予防事業の支援強化
  - (4) 健康づくりのための食環境整備の推進
- 2 受動喫煙防止対策
  - (1) 飲食店等への受動喫煙防止対策の周知徹底
  - (2) 事業所の禁煙サポートの推進

### 中期的目標

青壮年期の健康づくりに関する環境を整備します。

- ・ 健康経営事業所登録数の増加
- ・ 健康経営認定事業所数の増加
- ・ うま塩もっと野菜メニュー提供店の増加
- ・ 飲食店の受動喫煙防止対策 実施率100%

### 目標指標

- 1 青壮年期からの健康づくり対策
 

(1) 地域ぐるみの運動定着に向けた市町支援回数	4回
管内歩得ダウンロード率の上昇	1%
(2) 健康経営事業所	新規登録事業所8か所
健康経営認定事業所	新規認定事業所3か所
事業所を対象としたセミナー・連絡会・出前講座等の開催回数	7回
運動機会増加のための情報提供紙「かたらんかい通信」発行	3回
(3) 市町糖尿病重症化予防事業にかかる市町支援回数	6回
(4) うま塩もっと野菜メニュー提供店の増加	2店舗
- 2 受動喫煙防止対策にかかる指導・普及啓発 200件

## Ⅱ－２ 健康寿命日本一に向けた取組 地域包括ケアシステムの深化と地域医療構想の推進

### 現状と課題

- 1 団塊の世代が75歳以上となる2025年が間近に迫り、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「地域包括ケアシステム」の深化に向け、医療と介護の連携など市町の取組を支援します。また、長期入院している精神障がい者の地域移行への支援や、難病患者の在宅療養を支える体制づくりにも取り組む必要があります。
- 2 地域医療においては、医師の働き方改革や看護師等の働き手不足などの状況を踏まえながら、急性期や回復期、慢性期を担う医療機関の役割分担と連携について具体的な検討を進めるとともに、慢性期の医療ニーズの受け皿としての役割を期待される在宅医療の充実を図る必要があります。

### 保健所が実施すべき対策

- 1 管内市町が取り組む在宅医療・介護連携事業への支援
  - (1) 所内協議を踏まえた地域支援事業に係る市町の取組支援
  - (2) 入退院時情報共有ルールの定着支援など、圏域での市町、関係者の連携強化に向けた取組
- 2 在宅療養を支えるための支援体制の推進
  - (1) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けての市町及び関係機関への支援
  - (2) 関係機関・団体との協働・連携による難病患者の支援

### 中期的目標

住民が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを送るための環境を創ります。

- ・ 医療と介護の連携体制を構築します。
- ・ 西部圏域における地域医療構想を推進します。
- ・ 関係機関と連携し、精神科病床における入院患者の地域移行を推進します。

### 目標指標

- 1 管内市町が取り組む在宅医療・介護連携事業への支援
 

(1) 在宅医療と連携推進会議の運営支援（作業部会、全体会）	各8回
(2) 圏域としての研修会の開催	1回
- 2 在宅療養を支えるための支援体制の推進
 

(1) 圏域地域移行支援連絡会議	2回
精神科病床における入院中からの退院支援	3人以上
(2) 難病対策地域協議会	1回

## 現状と課題

## Ⅲ おおいたうつくし作戦の推進

- 1 豊かな環境を将来の世代へ継承していく県民運動である「おおいたうつくし作戦」の一層の普及を進める必要があります。
- 2 筑後川水系の豊かな水環境を保全していくため、NP0等と協働した取組が必要です。また、合併浄化槽への転換及び浄化槽の適正な維持管理の広報・啓発、行政による浄化槽管理者への適切な指導が必要です。
- 3 管内の産業廃棄物の不法投棄は令和3年度4件、令和4年度5件と依然として後を絶たない状況であり、不適正保管、不法焼却も散見されます。廃棄物不法処理防止連絡協議会を活用し、関係機関が連携して廃棄物の適正処理を推進する必要があります。
- 4 大気汚染防止法の一部改正により、令和3年度からアスベストが含まれるレベル3建材(成形板等)を使用した建築物の解体作業基準が強化されており、全国的に不適切な解体作業が確認されているため立入調査の強化が必要です。

## 保健所が実施すべき対策

- 1 **すべての主体が参加する美しく快適な県づくり**  
おおいたうつくし作戦地域連絡会の開催
- 2 **豊かな水環境保全の推進**
  - (1) 筑後川上流ネットを核とした豊かな水環境取組への支援
  - (2) 浄化槽管理者への適切な指導
- 3 **廃棄物の減量化・再資源化と適正処理の推進**
  - (1) 不法処理防止連絡協議会の開催
  - (2) 重点監視施設(4か所)の立入監視・指導を実施
- 4 **アスベスト飛散防止対策の強化**  
レベル3建材解体現場の立入調査を実施

## 中期的目標

- 大分の恵み豊かな自然環境を守り、将来に継承するため、県民の環境意識のさらなる醸成と持続可能な基盤づくりに取り組みます。
- ・ 地域における環境保全団体と行政との情報共有や意見交換など、環境保全ネットワークの拡充を図ります。
  - ・ 廃棄物適正処理、大気・水環境対策を推進します。

## 目標指標

- |  |      |
|--|------|
| 1 <b>すべての主体が参加する美しく快適な県づくり</b><br>おおいたうつくし作戦地域連絡会の開催 | 2回   |
| 2 <b>豊かな水環境の保全の推進</b>                                |      |
| (1) イベント等での筑後川上流ネットによる広報・啓発                          | 3回   |
| (2) 浄化槽法定検査未受検者への文書指導率                               | 100% |
| 3 <b>廃棄物の減量化・再資源化と適正処理の推進</b>                        |      |
| (1) 不法処理防止連絡協議会の開催                                   | 1回   |
| (2) 重点監視施設の立入監視・指導                                   | 12回  |
| 4 <b>アスベスト飛散防止対策の強化</b><br>建設リサイクル合同パトロール等による立入調査    | 4回   |

## IV ICT等を活用した保健所業務の効率化と県民サービスの向上

### 現状と課題

- 1 県では、令和6年度までの行政手続100%電子化を目指し、年間申請件数が100件以上の手続のうち80手続を電子化するとともに、県機関で公金収納窓口のキャッシュレス化を開始するなど、積極的にデジタル化を推進しています。
- 2 新型コロナウイルス感染症の患者管理や、高病原性鳥インフルエンザ対応に係る防疫作業従事者の健康調査等の業務において、業務改善プラットフォームであるキントーンの利用を進めるなど、ICT活用による業務効率化を図っています。
- 3 健康危機に迅速に対応できるよう、平時から保健所業務全般について、県民の利便性向上に向けたICT等を活用した業務の効率化が求められています。
- 4 業務にICT技術を上手に取り入れることができる人材の育成が必須となっています。

### 保健所が実施すべき対策

#### 1 ICT等を活用した保健所業務の効率化の推進

- (1) 電子申請に対応できる業務工程の見直し
- (2) 紙ベースで行っている業務のデジタル化の検討
- (3) キントーンの他業務への活用検討
- (4) キャッシュレス化を推進するための取組

#### 2 職員のITスキルと情報リテラシー向上への取組

- (1) ICT活用研修
- (2) 情報セキュリティ研修

### 中期的目標

- ・ 県民に対し電子申請やキャッシュレス納付等非対面・非接触型手続を幅広く周知し、活用してもらうことで、処理時間短縮等の県民サービス向上を図ります。
- ・ 業務のデジタル化を推進することで業務効率化を徹底し、職員の負担軽減を図ります。

### 目標指標

#### 1 ICT等を活用した保健所業務の効率化の推進

- |                               |            |
|-------------------------------|------------|
| (1) 電子申請対応業務の工程見直しによる新マニュアル作成 | 1 業務 (モデル) |
| (2) 紙ベース業務のデジタル化検討数           | 10 業務      |
| (3) キントーン導入を検討した業務数           | 3 業務       |
| (4) キャッシュレス化率                 | 50%        |

(キャッシュレス納付件数/全納付件数)

#### 2 職員のITスキルと情報リテラシー向上への取組

- |            |     |
|------------|-----|
| 職員研修会の開催回数 | 2 回 |
|------------|-----|